

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

大阪府知事 様

住 所
氏名（法人名）
代表者氏名

EV ワイヤレス給電技術に係る実証支援事業補助金交付申請書

下記により EV ワイヤレス給電技術に係る実証支援事業補助金の交付を受けたいので、大阪府補助金交付規則（昭和 45 年大阪府規則第 85 号）第 4 条及び EV ワイヤレス給電技術に係る実証支援事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、申請します。

記

1 補助事業の概要

補助事業に要する経費 （総事業費）	金	円
補助対象経費	金	円
国補助等の 交付決定（申請）額	金	円
国補助等以外の 交付決定（申請）額	金	円
補助金交付申請額 （千円未満切り捨て）	金	円
補助事業の開始予定日	年 月 日	補助事業の完了予定日 年 月 日
事業の概要	別紙① 事業計画書のとおり	

2-1 代表申請者に関する事項

法人番号 （法人のみ）			
フリガナ 法 人 （個人事業主は商号・屋号）			
本社・本部等所在地の住所 （個人事業主は主たる事業所所在地）	（郵便番号 ）		
代表者	役職・氏名 フリガナ		
	電話番号	メールアドレス	

2-2 共同申請者に関する事項

法人番号 （法人のみ）			
フリガナ 法 人 （個人事業主は商号・屋号）			
本社・本部等所在地の住所 （個人事業主は主たる事業所所在地）	（郵便番号 ）		
代表者	役職・氏名 フリガナ		
	電話番号	メールアドレス	

3 添付書類

- ア 事業計画書（別紙①）
- イ 収支予算書（別紙②）
- ウ 要件確認申立書（別紙③-1）、暴力団等審査情報（別紙③-2）、誓約書（別紙④）
- エ 国補助等の交付決定通知書又は申請書の写し
- オ 事業実施内容の分かる位置図・平面図・立面図等
- カ ワイヤレス給電設備等の概要・性能・構造等が確認できる仕様書、カタログ等
- キ ワイヤレス給電設備等に係る支出予定額を確認できる見積書その他の書類
- ク 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（発行日から3か月以内のもの）
- ケ 税務署発行の納税証明書「その3の3」（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと
との証明書（発行日から3か月以内のもの））及び大阪府税事務所発行の「府税及びその附帯徴収
金について未納の徴収金のないこと」の証明書（発行日から3か月以内のもの）
- コ 事業実施のための承諾書類（関係機関協議状況書・実証場所使用承諾書等）
- サ その他知事が必要と認める書類

4 担当者連絡先

担当者（役職・氏名） フリガナ			
電話番号		メールアドレス	
送付先住所	(郵便番号)		

事業計画書

1 事業の概要

事業名	
実施体制	【記載欄】実施する機関の名称・担当者とそれぞれの役割を記載すること。
目的	【記載欄】課題、実証の目的、社会実装を見据えた狙いを記載すること。
背景・必要性	【記載欄】EV普及に向けた課題、本技術を実証する必要性を記載すること。
内容	【記載欄】実証技術の概要、実証内容、補助対象の設備・車両等を記載すること。
実施期間	年 月 日から 年 月 日まで

2 実証内容

技術の概要	【記載欄】ワイヤレス給電技術の方式、構成、主要機器、運用方法等を記載すること。
実証方法	【記載欄】実証の進め方、検証項目、測定・評価方法、比較対象等を記載すること。
検証事項	【記載欄】技術面・運用面の検証事項、導入可能性、利用者受容性等を記載すること。
実証場所の 確保状況	【記載欄】実証場所の確保状況、実証開始までの見通し、必要な調整状況等を記載すること。 必要に応じて、管理者との協議や使用許可取得の状況、制約条件も記載すること。
スケジュール	【記載欄】準備、設置、試験運用、実証、評価、報告までの流れを記載すること。
維持管理・ 運用管理体制	【記載欄】管理責任者、設備等の維持管理方法、点検内容、故障時の対応等を記載すること。 必要に応じて、日常点検、定期点検、緊急時対応、記録方法等を記載すること。
安全対策	【記載欄】危険要因、対策の内容、緊急連絡体制、安全管理者、関係法令等を記載すること。
事業効果の 把握方法	【記載欄】モニタリング方法・頻度、測定項目、効果検証方法等を記載すること。 必要に応じて、稼働率、給電効率、安全確認、効果の把握方法も記載すること。

3 社会実装計画

事業化の見込み	【記載欄】 今後の事業化の方向性、ビジネスモデル、収益化の考え方を記載すること。
普及展開の見込み	【記載欄】 大阪府内外への展開可能性、導入先候補、普及条件等を記載すること。
他事業との連携	【記載欄】 国、自治体、民間事業等との連携可能性があれば記載すること。

4 CO2削減効果

実証によるCO2削減効果	【記載欄】 実証で見込まれるCO2削減効果について、算定根拠を含めて記載すること。
事業化・普及時のCO2削減効果	【記載欄】 社会実装された場合のCO2削減効果を記載すること。
波及・PR方法	【記載欄】 他の場所への波及、技術の普及、府民や事業者へのPR方法等を記載すること。 必要に応じて、説明会、広報資料、ウェブサイトの活用方法も記載すること。

5 関連する取組状況

類似事業の実施状況	【記載欄】 過去に実施した類似の実証、研究、導入実績等を記載すること。
他の補助金等の申請状況	【記載欄】 同一又は類似事業に関する他の補助金・助成金の申請状況を記載すること。
表彰・採択実績	【記載欄】 関連する表彰、採択、認定等があれば記載すること。

収支予算書

1 資金調達計画

項目	金額
事業費総額	円
補助対象経費	円
補助金申請額	円
自己負担額	円

(1) 資金調達方法

【記載欄】 自己資金・借入金・共同申請者負担等

(2) 資金調達方法の詳細

【記載欄】 ※自己資金、借入金、共同申請者負担等の内訳を記載すること。

2 経費所要額調書

区分	金額
(ア) 事業費総額	円
(イ) 国補助等の額※ ¹	円
(ウ) その他補助額※ ²	円
(エ) 補助対象経費	円
(オ) 補助金算定基礎額（（エ）－（イ）－（ウ））	円
(カ) 補助金の額※ ³ （（オ）×1/2（※上限 5,000 万円））	円

※1 「国補助等の額」は、国から交付される補助金のうち、本補助金の補助対象経費に充当される額をいう。

※2 「その他補助額」は、国補助以外の補助金等のうち、本補助金の補助対象経費に充当される額をいう。

※3 「補助金の額」は、補助対象経費から国補助額及びその他補助額を差し引いた額の1/2とし、算出された額が補助金の上限額を超える場合は上限額とする。

※4 「国補助等の額」及び「その他補助額」が補助対象経費以外の経費にも充当される場合は、当該補助対象経費に対応する額に限る。

3 補助対象経費の内訳

区分※ ¹	内容	金額※ ² 、※ ³
工事費	実証設備の設置に必要な工事に要する経費	円
設備費	実証に必要な装置・機器等の購入、運搬、据付、調整、改造等に要する経費	円
業務費	調査、設計、製作、試験、検証、解析、評価、データ取得、データ分析、ソフトウェア開発・改修、システム構築、外部委託等に要する経費	円
事務費	補助事業の実施に必要な事務に要する経費	円
合計		円

※1 補助対象経費の区分の詳細な内訳については、EV ワイヤレス給電技術に係る実証支援事業補助金交付要綱別表第2及び別表第3に従うこと。

※2 各金額の積算根拠を別紙で添付し、必要に応じて見積書、仕様書、内訳書、算定根拠資料等を添付すること。

※3 補助金の金額は、EV ワイヤレス給電技術に係る実証支援事業補助金交付要綱別表第4の算定方法による。

要件確認申立書

大阪府知事 様

私（当団体）は、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）第4条第2項第3号の規定に基づき、EVワイヤレス給電技術に係る実証支援事業の補助金にかかる交付申請を行うにあたり、下記の内容について申立てます。

記

※各項目を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

申 立 事 項		
1	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する 暴力団 、同法第2条第6号に規定する 暴力団員 、大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する 暴力団密接関係者 である。 ※「暴力団密接関係者」については、次の2～6も確認してください。	はい・いいえ
2	自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、 暴力団 又は 暴力団員 を利用するなどしている。	はい・いいえ
3	暴力団 又は 暴力団員 に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に 暴力団 の維持、運営に協力し、若しくは関与している。	はい・いいえ
4	暴力団 又は 暴力団員 であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。	はい・いいえ
5	暴力団 又は 暴力団員 と社会的に非難されるべき関係を有している。	はい・いいえ
6	（事業者においては、）次に掲げる者のうちに暴力団員又は上記2～5のいずれかに該当する者がいる。 ・事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか否かを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。） ・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者 ・営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 ・事実上事業者の経営に参加していると認められる者	はい・いいえ
7	法人にあっては罰金の刑、個人にあっては拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ
8	公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ
9	規則第2条第2号イ～ハまでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第14条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。	はい・いいえ

10	間接補助事業者に当該補助事業の全部又は一部を行わせる場合には、当該間接補助事業者 が上記各号のいずれかに該当することとなった場合又はいずれかに該当していたことが判明し た場合にその旨を直ちに届出ます。	はい・いいえ
11	暴力団等審査情報を、大阪府暴力団排除条例第 26 条に基づき、大阪府警察本部に提供する ことに同意します。	はい・いいえ

※「1」～「8」で「はい」に「○」を付けた場合及び「9」～「11」で「いいえ」に「○」を付けた場合は、
補助金の支給を受けることはできません。

年 月 日

住所（所在地）

名称（団体名）

氏名（代表者）

暴力団等審査情報

大阪府補助金交付規則（昭和 45 年大阪府規則第 85 号。以下「規則」という。）第 4 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、EV ワイヤレス給電技術に係る実証支援事業の補助金にかかる交付申請を行うにあたり、規則第 2 条第 2 号イに該当しないことを審査するため、本書面を提出するとともに、大阪府暴力団排除条例第 2 6 条に基づき、府警察本部へ提供することに同意します。なお、役員の変更があった場合は、直ちに本様式をもって報告します。

	氏名		生年月日（半角）				性別	住所（所在地）
	ｶﾅ（半角）	漢字	元号	年	月	日		
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

年 月 日

住所（所在地）

名称（団体名）

氏名（代表者）

年 月 日

大阪府知事 様

住 所
氏名（法人名）
代表者氏名EV ワイヤレス給電技術に係る実証支援事業における補助金に関する誓約書
(代表申請者用)

EV ワイヤレス給電技術に係る実証支援事業の補助金を交付申請するにあたり、下記の内容について誓約します。

記

各項目を確認し、確認欄にチェックを記入してください。

内容		確認欄
1	本補助金の申請にあたり提出した書類の記載内容に虚偽はありません。	
2	本補助金の申請にあたり提出した書類の記載内容に虚偽が判明した場合は、本補助金の返還に応じます。	
3	大阪府からの検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。	
4	国税及び府税（都道府県税）は完納しています。	
5	本補助金を受けた事業者名（共同実施者も含む）・施設の名称・所在地、本実証事業の内容及びその他知事が必要と認めるものの公表について同意します。 また、公表については、施設管理者その他関係者の同意を得ています。	
6	役員、使用人その他従業員に暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者はいません。	
7	実証を実施する土地の利用の権利を有しています。また、必要に応じてそれを証する書類などを大阪府へ提示します。	
8	共同申請者との間で、申請内容、役割分担及び責任範囲について確認済みです。（共同申請者がある場合）	

年 月 日

大阪府知事 様

住 所
氏名（法人名）
代表者氏名

EV ワイヤレス給電技術に係る実証支援事業における補助金に関する誓約書
(共同申請者用)

EV ワイヤレス給電技術に係る実証支援事業の補助金を共同申請者として申請するにあたり、
下記の内容について誓約します。

記

各項目を確認し、確認欄にチェックを記入してください。

内容		確認欄
1	本補助金の申請にあたり提出した書類の記載内容に虚偽はありません。	
2	本補助金の申請にあたり提出した書類の記載内容に虚偽が判明した場合は、本補助金の返還に応じます。	
3	大阪府からの検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。	
4	国税及び府税（都道府県税）は完納しています。	
5	本補助金を受けた事業者名（共同実施者も含む）・施設の名称・所在地、本実証事業の内容及びその他知事が必要と認めるものの公表について同意します。 また、公表については、施設管理者その他関係者の同意を得ています。	
6	役員、使用人その他従業員に暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者はいません。	
7	実証を実施する土地の利用の権利を有しています。また、必要に応じ てそれを証する書類などを大阪府へ提示します。	
8	代表申請者との間で、申請内容、役割分担及び責任範囲について確認 済みです。	